山口市公告第１５１号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項及び山口県の事務処理の特例に関する条例（平成１２年山口県条例第２号）第２条の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第３０条第３項及び同条例第２条の規定により公告する。

令和８年１０月５日

山口市長　伊　藤　和　貴

１　土地改良区の名称

山口市川西土地改良区

２　認可年月日

令和８年１０月５日